

## 新型コロナウイルス感染症の対応について

当施設では、新型コロナウイルス感染症対策として、高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（厚生労働省）に基づき感染症対策を実施するとともに、昨年より来訪者等の皆様に対しましても、施設への訪問自粛など様々な対策を講じてまいりました。

国内における感染が急速に再拡大し、4月20日には三重県独自「緊急警戒宣言」が発出されました。このような状況を鑑み、当施設では、入居者の皆様の安全確保、感染被害防止を目的に、次のとおり更なるご協力をお願い申し上げます。

### 1. 来訪者(面会者)の皆様への対応

ご面会につきましては、感染の急速な再拡大による三重県の「緊急警戒宣言」を踏まえ、当面の間、面会はテント(屋外)での対応15分とし、県外からの来訪者様には面会をご遠慮いただきWeb方式でのご面会とさせていただきます。入居者の皆様の安全確保のためご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、入居者様の体調不良時等、緊急時にはこの限りではございません。

取引業者、委託業者の皆様につきましては、玄関先での対応とさせていただきます。

### 2. 利用者様への対応

#### (1) 施設入居者

受診以外の外出は行わず、次のとおり対応させていただきます。

①発熱・咳などの症状がある入居者の方については、他者への感染、蔓延防止のため、他の入居者との接触を避け、居室対応とします。咳がある方には、マスクを着用していただきます。

②発熱や体調変化がみられる場合には、利用者の重症化防止のため、協力医療機関に連絡の上受診する等の対応を行います。

#### (2) 通所介護

①ご自宅で検温していただき、発熱が認められる場合には、ご利用をお断りさせていただきます。過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状などに異常がないか健康状態の確認を行ったうえで、ご利用を判断させていただきます。

②受入後に発熱や体調変化がみられた場合は、緊急連絡先に連絡し、医療機関への受診を促すとともに、別室で対応し、退出後はリネンの交換・換気を行います。

③送迎時にはマスクを着用して乗車いただき、来所時には手洗い・うがい・検温を実施いたします。

### 3. 職員の対応

利用者に直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を担当する職員等すべての職員について

(1)出勤前(自宅)に検温を行い、発熱や呼吸器症状が認められる場合は、出勤を見合わせ、医療機関の受診と結果報告を義務付けます。

(2)入社時、帰社時に検温を行い記録を残すとともに手洗い・手指消毒・うがいを励行します。

(3)また、職員は、出退勤など施設外での活動もございますので、当面の間、施設内では必ずマスクを着用し対応を行います。

令和3年4月20日  
社会福祉法人 敬峰会  
理事長 中川裕